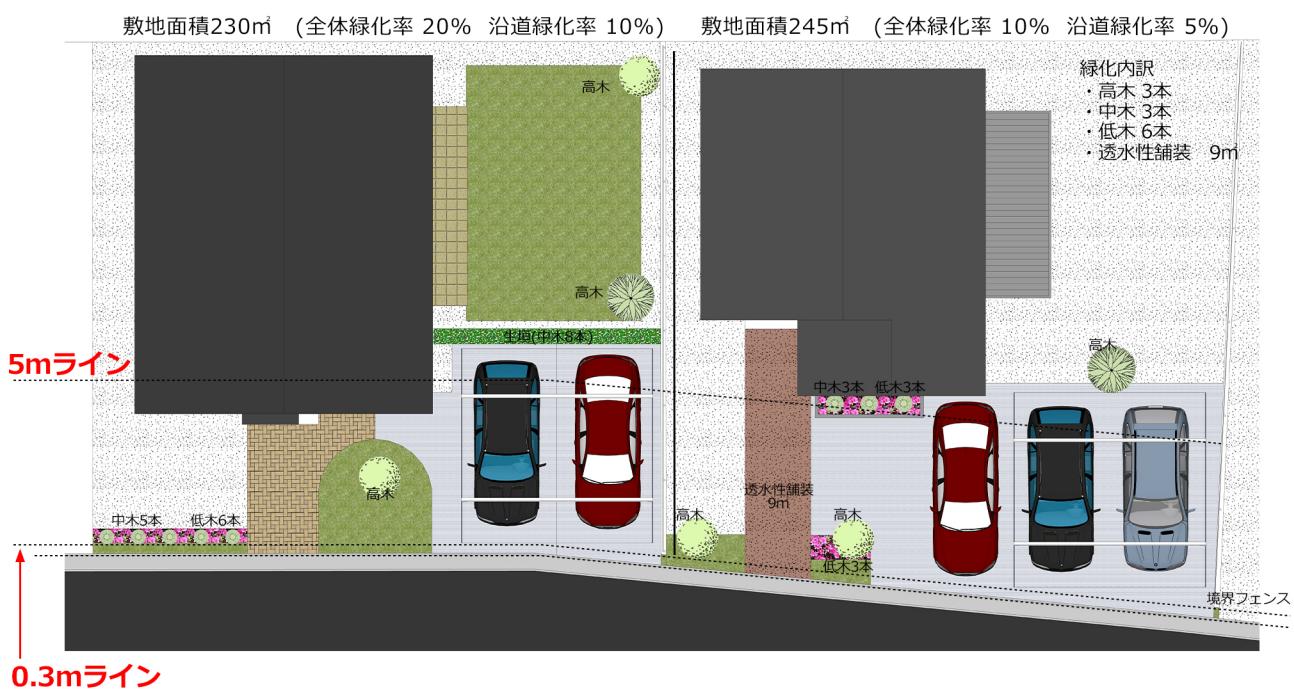




BrightSeason IV下大久保建築協定について

高さ・配置



緑化について



<緑化に関する基準>

建物完成から1年以内に、敷地の10%以上を緑化しなければなりません。

敷地面積の5%以上の緑化面積については、道路境界線から5mの範囲内(以下「接道部」という。)において確保します。フェンスや駐車スペースの後ろの植栽は接道部の緑化面積には算定できません。

緑化面積は、下記の「樹木1本あたりの緑化面積」と「地被類や芝生等の緑化面積」の合計とします。

(1)樹木1本あたりの緑化面積

- ・高木 (樹木の高さ植栽時で2m以上のもの) 3m²
- ・中木 (樹木の高さ植栽時で1m以上のもの) 2m²
- ・低木 (樹木の高さ植栽時で0.3m以上のもの) 1m²

(2)地被類や芝生等の緑化面積

地被類や芝生・芝生ブロックの面積は必要とされる面積の2分の1を限度として算定できます。

<セットバック基準>

接道部から敷地内0.3mの範囲には塀、柵、土留め、引込柱、電柱、境界ブロック等の構造物を設置できません。

カーポート等の工作物の庇は道路境界から0.3m以上、隣地境界から0.2m以上セットバックして設置してください。